

21 製造品出荷額、在庫額等（つづき）

●「ア 品目別製造品出荷額」

「製造品」

- この事業所が所有する原材料によって製造するものをいい、原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品を含めます。ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は、第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄のうち「④卸売の商品販売額」又は「⑤小売の商品販売額」に記入してください。
- 『分類表（製造業）』に特掲されている品目（6桁番号があるもの）の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。

例：清酒かす、精米かす、精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど

「出荷額」

- 出荷額は工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額で記入してください。
- 自ら製造したものをこの事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものも含めます。ただし、令和4年中に出荷したもので、令和5年に入ってから返品され、再出荷されたものは含めません。
- 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額（実際に受け取った金額）で記入してください。

出荷額の範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額	21欄「ア品目別製造品出荷額」
	出荷に要する各種経費（積込料、運賃、保険料）	対象外
	出荷した製品の据付工事代金	製造業以外の収入のため、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の「⑥建設事業の収入」へ
	出荷後の保守・点検代金	・プラントメンテナンスの場合は、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の 「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」へ ・それ以外の場合（機械修理等）は、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の 「⑯上記以外のサービス事業の収入」へ
出荷・使用的形態別	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品	対象外（その中間製品を製造するために使用した原材料は、原材料使用額に算入）
	価額未定のまま事業所外に出荷した製品	21欄「ア品目別製造品出荷額」
事業所が直接消費者に販売した場合	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製品	製造業以外の収入のため、 第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄の「⑤小売商品販売額」へ
	製造した事業所からインターネットや電話を通じて（店舗を持たないで）、直接消費者に販売した製品	21欄「ア品目別製造品出荷額」

●「イ 品目別製造品在庫額」

- この事業所が所有する製造品の在庫額については、帳簿価額で記入してください。
- 委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含めます。
- 「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含めません。
- 製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

●「ウ 加工賃収入額」

加工賃収入とは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造を行って受け取る加工賃や他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって受け取る加工賃をいいます。このうち、令和5年中に引き渡したものに対する加工賃を記入してください。なお、一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」に記入してください。

●「エ 製造業以外の収入額」

第1面「11 事業別売上（収入）金額」欄のうち、「③製造品の出荷額・加工賃収入額」以外に売上（収入）があり、同封の『分類表（製造業）』の「その他収入分類表」の中に該当するものがある場合は、金額の多い順に分類番号、その他収入の種類名、金額を記入してください。

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合（年間）

（令和5年1月から12月までの1年間）
(直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。)

割合(単位:%)	
1	7

22 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合（年間）

- 直接輸出額とは、事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは含めません。
- 第1面10欄の「売上（収入）金額、費用総額及び費用項目」欄の「①売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで記入してください。

23 主要原材料名

- ◆製造品と原材料の関係を見る上で必要ですので、主要なものを記入してください。
- ・購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
- ・なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
- ・「ア 購入したもの」に記入がある場合は、「21 ア品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
- ・「イ他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、「21 ウ加工賃収入額」の項目に記入があります。

24 工業用地及び工業用水

区分	面積(単位:平方メートル)					
	千	百	十	方	千	百
公共水道	1	4	4	3		
淡水	5					
海水	7					
合計						

24 工業用地及び工業用水

※第1面の「4 この事業所の従業者数」の（3）が29人以下の事業所は記入不要です。

- 「ア 事業所敷地面積」には、令和6年10月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。

- ・貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
- ・事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
- ・鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・堀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。

- 「工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。従業者の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除きます。

- 「イ 1日当たり水源別用水量」には、令和5年1月から12月までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。

- 1立方メートル未満は、四捨五入します。
- ・工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
- 水源別の区分は、右表のとおりです。

公共水道：都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水。
1 工業用水道 飲用に適さない工業用水を供給するもの。
2 上水道 一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの。
3 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水。海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他 の淡水 上記のいずれにも属さない水で、「5回収水」以外のもの ・河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水） ・河川敷などにおいて集水埋きよによって取水する水（伏流水） ・農業用水路から取水する水 ・他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水 事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水。 回収装置（冷却塔、雨水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

25 作業工程

21欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。

部品のハンダ付け→組み立て→調整→検査→梱包→出荷

備考

カーステレオについて、一部の機種は製造を海外の子会社に移管したため、製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。

備考

- ◆各調査事項について、前年に比べ著しく大きいか小さい数値のとき（例：2倍以上や1/2以下など）は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産計について、この調査票に記入した年初現在高と前年調査票（前年に「2023年経済構造実態調査」を提出している場合）から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
- ◆有形固定資産の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。